

静岡県中小企業等
カーボンニュートラル促進事業費補助金
(省エネ設備導入支援)

F A Q

(令和8年4月 現在)

※本 FAQ 集は、予告なく追記、変更されますので予めご了承ください。

目 次

(申請に関する事項)	1
Q 1：押印は必要ですか。	1
Q 2：補助金申請書類の作成を知り合いに依頼したのですが。	1
Q 3：要件を満たしている事業であれば、必ず採択されますか。	1
Q 4：一社で複数の応募はできますか。	1
Q 5：「大規模削減枠」と「脱炭素スタート応援枠」の違いを教えてください。	1
Q 6：年間エネルギー使用量はどのように求めますか。	2
Q 7：年間エネルギー使用量はいつの期間のデータを記入しますか。	2
Q 8：令和7年10月から事業開始して令和8年3月で原油換算200KL使用していますが、1年間に換算して400KLとして「大規模削減枠」で応募できますか。	2
Q 9：令和7年度は年間エネルギー使用量（原油換算）200KL使用でしたが、前年度の令和6年度は310KLでした。「大規模削減枠」で応募は可能ですか。	2
Q 10：昨年度補助金を受けましたが、令和8年度の補助金へ申請は可能でしょうか。	2
Q 11：他の補助金と併用は可能ですか。	2
Q 12：補助事業の対象期間は、いつからいつまでですか。	2
Q 13：申請時には、どのような書類を準備したら良いでしょうか。	2
Q 14：申請書類の中の「経理状況説明書」は何年のものを提出したらよいですか。	2
Q 15：「静岡県の登録を受けた電気工事業者であること。」「500万円以上の工事は、建設業法に基づき建設業許可がある事業者であること。」について書類の提出は必要ですか。	3
Q 16：「暴力団排除の誓約書」は押印が必要ですか。押印は実印ですか。	3
Q 17：県税に滞納がないことの証明書はどこで入手できますか。	3
Q 18：見積業先は静岡県外の事業者でもよろしいでしょうか。	3
Q 19：申請書をメールで送ったら戻って来てしまったのですが、どうしたら良いですか。	3
Q 20：申請にあたり、現存施設の設備の型番や能力がわからないのですがどうしたらよいですか。	3
Q 21：要件となる「導入前の設備に比してCO ₂ 排出量を5%以上削減できる設備を導入」の考え方はどうなりますか。	3
Q 22：参画が要件である「静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度」とは何ですか。	4
Q 23：温室効果ガス排出削減計画書制度に基づく年度報告において、計画通りに削減ができない場合は補助金の返還等がありますか。	4
Q 24：本事業で導入する省エネ設備の省エネ効果CO ₂ 排出量5%以上削減の要件と、「静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度」でのCO ₂ 排出量3年間6%以上の削減目標との関係がよくわかりません。	4
Q 25：「省エネ指導」とはどのような内容ですか。	5
Q 26：「省エネ指導」の流れを教えてください。	5

Q 27:「省エネ指導」の指定機関の指定はできますか。	5
Q 28:「省エネ指導」の費用は有償ですか。	5
Q 29:「省エネ指導」により申請時と異なる結果になった場合はどうなりますか。	5
Q 30:照明器具が 60 台ほどあるが、一点一点写真撮影が必要です。	5
(対象事業者に関する事項)	5
Q 31:中小企業に限るのでしょうか。大企業や個人事業主は補助対象となりますか。	5
Q 32:設備導入をファイナンスリース契約により行う場合、リース事業者は大企業でも申請 できますか。	5
Q 33:共同申請の際、応募申請書の申請者は誰にすれば良いですか。	6
Q 34:賃貸の場合も申請できますか。(Q56 も参照願います)	6
Q 35:みなし大企業は対象ですか。	6
Q 36:NPO 法人は対象となりますか。	6
Q 37:宗教法人は対象となりますか。	6
Q 38:県の温室効果ガス排出削減計画書制度における 3 号及び 4 号の対象事業者になりま すが申請できますか。	6
Q 39:事業所が特定事業者(エネルギー使用量 1,500KL 以上)になるかはどう確認すればい いですか。	6
Q 40:静岡県に A と B の 2 つの事業所があります事業所 A ではエネルギー使用量(原油換 算)が 900KL、事業所 B では 700KL になりますが、両事業所とも応募できますか。	6
Q 41:建物登記されていなければだめですか。	6
Q 42:会社の所在地と建物登記の住所が違う場合、どのようにしたら良いですか。	7
(対象設備・対象事業に関する事項)	7
Q 43:エアコンの国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分(い)を満たす機種とは どのようなものですか。	7
Q 44:付帯設備の範囲はどこまでですか。	7
Q 45:重油ボイラを木質チップボイラに更新します。CO ₂ 排出量を 5 %以上削減できる計画 であれば対象になりますか。	7
Q 46:設備の新設は対象になりますか?	7
Q 47:断熱設備(断熱窓・断熱材)は補助対象になりますか。また、CO ₂ 排出量 5 %以上削 減の要件はありますか。	7
Q 48:断熱窓の仕様要件「熱貫流率 Uw1.9 以下」とはどのような基準ですか。	8
Q 49:断熱材の仕様要件「熱伝導率 0.040 以下」とはどのような基準ですか。	8
Q 50:断熱設備のみを導入する場合、削減計画書(温室効果ガス排出削減計画書)はどのよ うに作成すればよいですか。	8
Q 51:照明は人感センサー、照度センサー付でないと対象になりませんか?	8
Q 52:キュービクルは対象ですか?	8
Q 53:温室のボイラ更新は対象になりますか。	8
Q 54:照明設備のみの事業は対象になりますか。	8
Q 55:設備設置のために必要となる、建屋の建築及びその基礎工事は対象となりますか。	

.....	8
Q 56：賃貸の工場・事務所等に設備を導入する場合は対象になりますか。(Q34 も参照願います)	8
Q 57：住宅は対象でしょうか。	8
Q 58：グループホームは対象になりますか。	9
Q 59：店舗併用型住宅は対象となりますか。	9
Q 60：テナントビルのオーナーとして申請します。現在、入居者がいない部屋を申請したいのですが、申請できますか。	9
Q 61：現在、温室を重油ボイラにて加温しています。冬季の対策のため、重油ボイラを残し、ヒートポンプを導入する事業は対象となりますか。	9
Q 62：法定耐用年数はどうしたらわかりますか。	9
(対象経費等に関する事項)	9
Q 63：既存設備の撤去・処分に係る工事費は補助対象経費となりますか。	9
Q 64：補助対象設備の設置に伴いクロス等を修復する経費は補助対象となりますか。	9
Q 65：補助金の上限值、下限値はありますか。	9
Q 66：申請額に消費税を含めて良いですか。	10
Q 67：採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。	10
Q 68：概算払を受けることができますか。	10
Q 69：見積依頼業者から提出された見積書内訳は、「〇〇付属品一式△△円」という記載ですが、問題ありませんか。	10
Q 70：応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すれば良いですか。	11
(発注・契約に関する事項)	11
Q 71：いつもお願いしている工事会社に依頼したいのですが、問題ありませんか。	11
Q 72：業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。	11
Q 73：発注先の事業者として、東京都に本社があっても、静岡県内に事務所があれば見積・契約等は可能ですか。	11
Q 74：工事業者等への補助事業の発注（契約）は、いつから行えますか。	11
Q 75：交付決定前に工事業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。	11
Q 76：補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能ですか。	11
Q 77：リースにより設備を導入する場合に気をつけることがあればおしえてください。	11
(補助事業実施に関する事項)	12
Q 78：事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いですか。	12
Q 79：補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのですか。	12

Q 80：工事事業者の紹介をしていただけますか。	12
Q 81：事業完了とは、設備等の引渡しが済んだことをいうことですか。	12
Q 82：既存設備の撤去・処分は必ず必要ですか。	12
Q 83：導入した設備に抵当権が設定される場合はどのような対応が必要でしょうか。	12
（補助事業終了後に関する事項）	12
Q 84：補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。	12
Q 85：補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、どのような手続が必要になりますか。	13

（申請に関する事項）

Q 1：押印は必要ですか。

A：申請書類の様式第1号は、押印の必要はありません。必ず、本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等への記載をお願いします。

Q 2：補助金申請書類の作成を知り合いに依頼したのですが。

A：行政書士法では、官公署へ提出する書類の作成は、行政書士の独占業務とされており、行政書士でないものが「有償」でそれらを行うことができません。（行政書士法第19条）

Q 3：要件を満たしている事業であれば、必ず採択されますか。

A：提出いただいた資料を事務局にて基準をもとに審査し、補助金の交付が適当と認められたものを採択し、交付の決定を行います。そのため、要件を満たしていても採択されるとは限りません。

Q 4：一社で複数の応募はできますか。

A：一社で複数の応募は可能です。温室効果ガス排出削減計画書制度は、1敷地1計画書の提出単位（複数の事業所を合算して提出は不可）とします。

Q 5：「大規模削減枠」と「脱炭素スタート応援枠」の違いを教えてください。

A：「大規模削減枠」と「脱炭素スタート応援枠」の違いは下記のとおりです。
申請を行う事業所での年間エネルギー使用量（原油換算）の大きさに、大規模削減枠と脱炭素スタート応援枠に区分されます。

（大規模削減枠）

①補助要件

・今回申請する事業所の年間エネルギー使用量（原油換算）が原油換算で300kl 以上 1,500kl 未満

②補助率等

補助対象経費の次の割合を補助する。

2分の1以内 （上限：1,000万円 下限：20万円）

（脱炭素スタート応援枠）

①補助要件

・今回申請する事業所（基本年間エネルギー使用量（原油換算）が300kl 未満）

②補助率等

補助対象経費の次の割合を補助する。

3分の1以内 （上限：200万円 下限：20万円）

Q 6：年間エネルギー使用量はどのように求めますか。

A：静岡県の温室効果ガス排出削減計画書の別紙2 基準年度のエネルギー使用状況のシートにより使用量を算定してください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/1040676/1043494.html>

Q 7：年間エネルギー使用量はいつの期間のデータを記入しますか。

A：令和7年4月から令和8年3月の期間のエネルギー使用量を記入してください。請求書の関係で3月のデータが揃わない場合、令和5年3月、令和6年3月、令和7年3月の平均したエネルギー使用量を記入して下さい。

Q 8：令和7年10月から事業開始して令和8年3月で原油換算 200KL 使用していますが、1年間に換算して 400KL として「大規模削減枠」で応募できますか。

A：応募できません。1年間の実績データが必要です。

Q 9：令和7年度は年間エネルギー使用量（原油換算）200KL 使用でしたが、前年度の令和6年度は 310KL でした。「大規模削減枠」で応募は可能ですか。

A：令和7年度を原則基準としますので、「大規模削減枠」の対象になりません。

Q 10：昨年度補助金を受けましたが、令和8年度の補助金へ申請は可能でしょうか。

A：申請可能です。ただし、令和7年度を基準とした温室効果ガス排出削減計画書の作成が必要となります。本事業で導入する設備の効果や温室効果ガス削減目標の見直しなどが必要となります。報告書は補助金交付年度毎に作成し、7月末までに報告してください。

Q 11：他の補助金と併用は可能ですか。

A：県内の市町からの他の補助金との併用は可能ですが、国からの他の補助金と重複する補助対象経費は認められません。かならず、併用する補助金が国からのものか確認をしてください。

国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金を加えた額の返還が必要となるので、ご注意ください。

Q 12：補助事業の対象期間は、いつからいつまでですか。

A：省エネ指導結果通知日から令和9年1月29日までとなります。

Q 13：申請時には、どのような書類を準備したら良いでしょうか。

A：申請者の財務諸表、見積書等が必要になります。必要書類は応募申請時提出書類一覧表に記載しておりますので、ご確認をお願いします。

Q 14：申請書類の中の「経理状況説明書」は何年のものを提出したらよいですか。

A：直近2年度の貸借対照表等を提出してください。

Q 15:「静岡県の登録を受けた電気工事業者であること。」「500 万円以上の工事は、建設業法に基づき建設業許可がある事業者であること。」について書類の提出は必要ですか。

A: 必要に応じ、S E R A より依頼しますので 申請時には必要ありません。

Q 16:「暴力団排除の誓約書」は押印が必要ですか。押印は実印ですか。

A: 押印は不要です。

Q 17: 県税に滞納がないことの証明書はどこで入手できますか。

A: 財務事務所で「県税に滞納がないことの証明書」と言ってもらってください。

Q 18: 見積業先は静岡県外の事業者でもよろしいでしょうか。

A: 見積先は全て静岡県内の事業者とします。また、実際の工事も静岡県内の事業者のみになります。

Q 19: 申請書をメールで送ったら戻ってきてしまったのですが、どうしたら良いですか。

A: 15MB 以上の場合、2~3 通に分けて送付してください。

Q 20: 申請にあたり、現存施設の設備の型番や能力がわからないのですがどうしたらよいですか。

A: 銘板等にて確認いただくこととなりますが、破損等でわからない場合は販売店・設備会社にご相談ください。なお、専門家に見て頂いても不明な場合は、専門家に相談いただき設置年を証明する書類を添付し、設置年における一般的な機器と同等としてください。

Q 21: 要件となる「導入前の設備に比して CO2 排出量を 5 %以上削減できる設備を導入」の考え方はどうなりますか。

A: 今回の事業にて設備更新する範囲において、導入前より CO2 が 5 %削減することが要件になります。複数の設備を導入する場合は合わせて 5 %削減できるととし、設備単位での増 CO2 が無いこととします。なお、断熱設備（断熱窓・断熱材）については、設備単体の CO2 排出量 5 %以上削減の要件は適用しません。ただし、削減計画書の提出は必須であり、断熱性能向上による省エネ効果を含む事業所全体での削減計画（3 年間で 6 %以上）を策定する必要があります。

例 1

更新設備	削減率	対象の可否
空調設備	5%削減	○補助対象
給湯設備	5%削減	○補助対象
合計	5%削減	要件達成

例 3

更新設備	削減率	対象の可否
空調設備	5%削減	○補助対象
給湯設備	8%削減	○補助対象
ボイラ	1%増加	×補助対象外
合計	5%削減	要件達成

例 2

更新設備	削減率	対象の可否
空調設備	3%削減	○補助対象
給湯設備	8%削減	○補助対象
合計	6%削減	要件達成

例 4

更新設備	削減率	対象の可否
空調設備	5%削減	○補助対象
断熱設備	-	○補助対象
合計	5%削減	要件達成

例 1、例 2 ともに設備単位ごとに削減となっており、改修の範囲において改修前より 5 % 以上改善しており、空調・給湯とも補助対象となります。

例 3 は全体では 5 % の削減になっていますが、ボイラ設備は 1 % 増加になっているため、ボイラ設備は補助対象外となります。

Q 22：参画が要件である「静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度」とは何ですか。

A：「静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度」とは、事業者が、温室効果ガスの排出抑制のために実施する対策や排出抑制の目標等を定めた計画書及びその実施状況を記載する報告書を作成し、県に提出する制度です。静岡県地球温暖化防止条例の第 12 条、第 13 条に定められています。

エネルギー使用量等が相当程度多い事業者は提出する義務がありますが、それ以外の事業者の方も任意で提出することができます。

本事業では、提出義務のない事業者が任意で計画書制度に参画し、3 年間で 6 % 削減を目標とする計画を立て取り組むことを補助の条件としています。

補助申請の際は、補助対象事業（省エネ設備導入）を含めた、事業所全体で 3 年間に実施する温室効果ガス削減対策の計画書を提出していただく必要があります。また、計画書を提出した翌年度から 3 年間、毎年度、計画に対する報告書の提出が必要となります。

県に提出された計画書及び報告書の概要は、県が HP 等で公表します。計画書制度に参画することは、事業所にとっても、環境への取組をアピールすることにつながると考えています。

Q 23：温室効果ガス排出削減計画書制度に基づく年度報告において、計画通りに削減ができない場合は補助金の返還等がありますか。

A：原則として、補助金返還等のペナルティはありませんが、計画通り削減できない場合には、専門家等への相談をしていただき、PDCA による改善をお願いします。

Q 24：本事業で導入する省エネ設備の省エネ効果 CO2 排出量 5 % 以上削減の要件と、「静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度」での CO2 排出量 3 年間 6 % 以上の削減目標との関係がよくわかりません。

A：本事業の目的は、「静岡県温室効果ガス排出削減計画書制度」に参画していただくことにより、事業所全体で排出する CO2 排出量（又は原単位排出量）を 3 年間で 6 % 以上削減することを目指し、事業所内において様々な省エネ対策を進めていただくことです。

その省エネ対策の有効な手段のひとつが省エネ設備の導入（更新）であり、できる限り高効率の省エネ機能を有する設備を導入していただくため、導入設備には、更新前の設備と比較して、CO2 排出量の削減効果 5 % 以上を要件としています。

一例として、本事業で、A 会社の事務所に新たな空調設備を導入（更新）とします。新しい空調設備自体に、更新前の空調設備と比較して、CO2 排出量の削減効果が 5 % 以上必要となります。「温室効果ガス排出削減計画書」では、こうした設備導入に加え、空調の効率的運用や社員の省エネ行動など総合的な取組により、事業所全体において、3 年間で 6 % 以上の削減を目指していただくこととなります。

Q 25：「省エネ指導」とはどのような内容ですか。

A：「省エネ指導」とは、県が指定した機関により、採択・交付決定された中小企業等に対して実施する「導入予定設備に係る確認指導及び温室効果ガス排出削減計画書の改善指導」になります。本事業では、契約を行う前に、「省エネ指導」の受審が必須となっています。

Q 26：「省エネ指導」の流れを教えてください。

A：「省エネ指導」から事業実施までの流れは下記の通りになります。

	項目	詳細
1	指定機関の案内	交付決定時に SERA が指定機関を指定する
2	申込み	指定された指定機関から申請者へ「省エネ指導」の連絡が入る。
3	省エネ指導の実施	指定機関が実施日を申請者と調整し、省エネ指導を受診する。
4	実施結果の通知	省エネ指導結果が SERA から申請者にメールにて通知される。
5	事業実施	SERA からの通知後に契約等に進むことが可能となる。

Q 27：「省エネ指導」の指定機関の指定はできますか。

A：「省エネ指導」の指定機関は、交付決定の通知時に SERA が指定します。採択者からの指定は原則受け付けません。

Q 28：「省エネ指導」の費用は有償ですか。

A：省エネ指導に掛かる費用は、全額補助されます。一括して SERA から指定機関に支払いを行いますので、個別に「省エネ指導」の指定機関への支払をしていただく必要はありません。

Q 29：「省エネ指導」により申請時と異なる結果になった場合はどうなりますか。

A：計画書制度において、目標が達成できない取組みと判断された場合は、専門家の指導のもと目標削減量になる取組み内容を計画に取り入れてください。

省エネ計算の削減量が申請時より削減する場合は、申請時の削減量が達成できるよう上位機種の選定や新しい設備更新を検討してください。ただし、補助額は申請時に交付決定された額が上限となります。

上記の対応ができない場合は、交付決定の取り消しとなります。

Q 30：照明器具が 60 台ほどあるが、一点一点写真撮影が必要ですか。

A：設置する部屋単位での写真でかまいません。数の確認が取れるよう撮影を行ってください。

(対象事業者に関する事項)

Q 31：中小企業に限るのでしょうか。大企業や個人事業主は補助対象となりますか。

A：大企業は対象外になります。個人事業主は対象になります。

Q 32：設備導入をファイナンスリース契約により行う場合、リース事業者は大企業でも申請できますか。

A：リース事業者は大企業でも申請できますが、共同申請を行うことが必要となります。

す。なお、リース事業者の提出書類は共同事業者の提出書類とは一部異なりますので、募集要領をご確認ください。

Q 33：共同申請の際、応募申請書の申請者は誰にすれば良いですか。

A：設備を設置する申請者としてください。

Q 34：賃貸の場合も申請できますか。（Q56 も参照願います）

A：賃貸の場合でも申請ができます。賃貸借契約書及び所有者からの承諾書（任意様式）を提出してください。また、賃貸で申請する場合の設備の所有権は申請者となり、移動した場合、移動した先でも機器を使用する事が条件です。
貸主が設置した設備を更新する場合、貸主が申請してください。

Q 35：みなし大企業は対象ですか。

A：対象となります。

Q 36：NPO 法人は対象となりますか。

A：対象となります。その他対象については募集要項 2 ～ 3 ページをごらんください。

Q 37：宗教法人は対象となりますか。

A：対象外となります。その他対象については募集要項 2 ～ 3 ページをごらんください。

Q 38：県の温室効果ガス排出削減計画書制度における 3 号及び 4 号の対象事業者になりますが申請できますか。

A：県の温室効果ガス排出削減計画書制度における 3 号事業者（道路運送業を営む事業者のうち、自動車を多数保有する者）及び 4 号事業者（温室効果ガスの排出量が年間 3,000t-CO₂ 以上の事業所を県内に有する者）は申請が可能です。

Q 39：事業所が特定事業者（エネルギー使用量 1,500KL 以上）になるかはどう確認すればいいですか。

A：県内外に設置する事業所のエネルギー使用量が原油換算で 1,500KL 以上の事業者は、国の省エネ法に基づき、エネルギー使用量等を国に報告する義務があります。フランチャイズ事業等の本部とその加盟店において、エネルギー使用量 1,500KL 以上となり、報告をしている場合は補助対象外となります。その報告を行っていない事業者は 1,500KL 未満ということになります。

Q 40：静岡県に A と B の 2 つの事業所があります事業所 A ではエネルギー使用量（原油換算）が 900KL、事業所 B では 700KL になりますが、両事業所とも応募できますか。

A：2 つの事業所のエネルギー使用量が原油換算で 1,500KL 以上になりますので特定事業者となり、両事業所とも申請できません。事業所は県内、県外関係なく合算することになりますのでご注意ください。

Q 41：建物登記されていないとだめですか。

A：建物の登記がされていることが必要です。

Q 42：会社の所在地と建物登記の住所が違う場合、どのようにしたら良いですか。

A：公図または民間地図等（Googlemap、ブルーマップ等）で確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

（対象設備・対象事業に関する事項）

Q 43：エアコンの国立研究開発法人建築研究所が示す冷房効率区分（い）を満たす機種とはどのようなものですか。

A：下記の表に示します。機種の選定等は販売店・工事店にご相談ください。

表区分（い）を満たす条件

定格冷房能力の区分	ルームエアコンディショナーの定格冷房エネルギー消費効率を満たす条件
2.2kW 以下	5.13 以上
2.2kW を超え 2.5kW 以下	4.96 以上
2.5kW を超え 2.8kW 以下	4.80 以上
2.8kW を超え 3.2kW 以下	4.58 以上
3.2kW を超え 3.6kW 以下	4.35 以上
3.6kW を超え 4.0kW 以下	4.13 以上
4.0kW を超え 4.5kW 以下	3.86 以上
4.5kW を超え 5.0kW 以下	3.58 以上
5.0kW を超え 5.6kW 以下	3.25 以上
5.6kW を超え 6.3kW 以下	2.86 以上
6.3kW を超える	2.42 以上

Q 44：付帯設備の範囲はどこまでですか。

A：エネルギー起源 CO₂ の削減を達成するために必要な設備に係る範囲となります。例えば、空調設備の配管については、適切な稼動に必要と判断されるものが対象となります。

Q 45：重油ボイラを木質チップボイラに更新します。CO₂ 排出量を 5%以上削減できる計画であれば対象になりますか。

A：バイオマスや地熱などの再生可能エネルギー・未利用エネルギーによる設備は対象になりません。

Q 46：設備の新設は対象になりますか？

A：対象となりません。設備の更新が対象となります。

Q 47：断熱設備（断熱窓・断熱材）は補助対象になりますか。また、CO₂ 排出量 5%以上削減の要件はありますか。

A：断熱設備（断熱窓・断熱材）は、令和 8 年度より脱炭素スタート応援枠の補助対象として新たに追加されました。断熱設備については、設備単体の CO₂ 排出量 5%以上削減の要件は適用されません。ただし、削減計画書の提出は必須であり、断熱性能向上による省エネ効果を含む事業所全体での削減計画（3 年間で 6%以上）を策定することが必要です。対象となる断熱設備の仕様要件は、断熱窓：熱貫流率 Uw1.9 以下、断熱材：熱伝導率 0.040 以下となります。

Q 48：断熱窓の仕様要件「熱貫流率 Uw1.9 以下」とはどのような基準ですか。

A：熱貫流率（Uw 値）とは、窓全体（ガラス＋フレーム）の断熱性能を示す数値であり、値が小さいほど断熱性能が高いことを意味します。本事業では、Uw1.9 以下（JIS 等級 H6 相当、窓リノベ 2025 の水準）を要件としています。製品の選定にあたっては、販売店・工事店にご相談ください。

Q 49：断熱材の仕様要件「熱伝導率 0.040 以下」とはどのような基準ですか。

A：熱伝導率とは、断熱材の断熱性能を示す数値であり、値が小さいほど断熱性能が高いことを意味します。本事業では、国土交通省の断熱区分 C 以下に相当する 0.040 以下を要件としています。設置場所や工法によって適切な断熱材の種類・厚みが異なりますので、製品の選定にあたっては、販売店・工事店にご相談ください。

Q 50：断熱設備のみを導入する場合、削減計画書（温室効果ガス排出削減計画書）はどのように作成すればよいですか。

A：断熱設備については設備単体での CO2 排出量 5%以上削減の要件は適用されませんが、削減計画書の提出は必須です。断熱性能の向上によりエネルギー使用量が削減されるという効果を活用するほか、省エネ活動（空調の適切な温度設定、照明の消灯徹底、設備の効率的な運用等）と組み合わせることで、事業所全体で 3 年間に 6%以上の CO2 削減目標を達成する計画を策定してください。

Q 51：照明は人感センサー、照度センサー付でないと対象になりませんか？

A：センサー付でなくても対象となりえます。

Q 52：キュービクルは対象ですか？

A：トランスのみが対象になります。

Q 53：温室のボイラ更新は対象になりますか。

A：要件を満たすことで対象となり得ます。

Q 54：照明設備のみの事業は対象になりますか。

A：照明設備のみでの事業も対象となります。

Q 55：設備設置のために必要となる、建屋の建築及びその基礎工事は対象となりますか。

A：対象になりません。

Q 56：賃貸の工場・事務所等に設備を導入する場合は対象になりますか。（Q34 も参照願います）

A：賃貸やテナントも申請可能ですが、建物所有者からの設備設置承諾書及び建物登記簿を添付してください。

Q 57：住宅は対象でしょうか。

A：本事業は、県内で事業を営む工場及びその他事業所が対象ですので、住宅は対象外になります。

Q 58：グループホームは対象になりますか。

A：グループホームは住居になるために対象ではありません。

Q 59：店舗併用型住宅は対象となりますか。

A：店舗部分の導入については対象となりえます。別途、建築確認申請等の図面を提出して頂き、用途の確認をさせていただきます。

Q 60：テナントビルのオーナーとして申請します。現在、入居者がいない部屋を申請したいのですが、申請できますか。

A：原則として、現在、入居している部屋が対象となります。ただし、交付申請までに入居が決まっている場合は、交付申請時までに入居していれば対象となります。実績報告時にテナントが退去している場合は、その部分は補助対象外になりますのでご注意ください。
また、計画書制度においては、テナントと共同によるエネルギー使用削減の取組をお願いします。

Q 61：現在、温室を重油ボイラにて加温しています。冬季の対策のため、重油ボイラを残し、ヒートポンプを導入する事業は対象となりますか。

A：導入する事業において、前後でCO₂が5%削減できる事業あり、その他要件をみたしていれば対象となり得ます。

Q 62：法定耐用年数はどうしたらわかりますか。

A：減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表
https://www.web-seibunsha.jp/tebiki/pdf/9/pdf_mask/huroku.pdf
を御覧ください。
参考として、ルームエアコンは「器具および備品」の冷房用または暖房用機器に該当し、耐用年数は6年になります。
業務用エアコンの耐用年数は建物附属設備の冷暖房設備であり、冷凍機の出力が22キロワット以下のものは13年、その他は15年です。
照明設備は15年になります。

(対象経費等に関する事項)

Q 63：既存設備の撤去・処分に係る工事費は補助対象経費となりますか。

A：対象になりません。
見積書において、補助の対象となる「設備導入に係る工事費」と、対象外となる、「撤去・処分に係る工事費」を切り分けたうえで、前者のみを計上してください。

Q 64：補助対象設備の設置に伴いクロス等を修復する経費は補助対象となりますか。

A：必要最小限の範囲内で認められます。
色合わせ等の理由で全面張替えすることは認められません。

Q 65：補助金の上限值、下限値はありますか。

A：以下の通りとなります。

(大規模削減枠)

対象となる設備の合計として、補助金の上限を 1000 万円、下限を 20 万円とします。補助金は補助対象経費に対して、補助率 1/2 を乗じた金額になります。

補助金＝補助対象経費×補助率 1/2 になります。

例 4：空調設備の補助対象金額 600 万円の場合

補助対象経費 600 万円×補助率（1／2）＝補助金 300 万円

例 5：空調設備の補助対象金額 1500 万円、給湯設備の補助対象金額 1000 万円の場合

補助金の上限があるため、

補助対象経費 2500 万円×補助率（1／2）＝補助金 1000 万円（補助金の上限があるため 1000 万円）

(脱炭素スタート応援枠)

対象となる設備の合計として、補助金の上限を 200 万円、下限を 20 万円とします。補助金は補助対象経費に対して、補助率 1/3 を乗じた金額になります。

補助金＝補助対象経費×補助率 1/3 になります。

例 1：空調設備の補助対象金額 600 万円の場合

補助対象経費 600 万円×補助率（1／3）＝補助金 200 万円

例 2：照明設備の補助対象金額 800 万円の場合

補助金の上限があるため、

補助対象経費 800 万円×補助率（1／3）＝補助金 200 万円（補助金の上限があるため 200 万円）

例 3：空調設備の補助対象金額 30 万円の場合

経費 30 万円の補助率（1／3）が 10 万円となり、下限の 20 万円を下回るため補助金の支給はありません。

Q 66：申請額に消費税を含めて良いですか。

A：消費税は補助対象外です。

Q 67：採択後に補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合には補助金額の増額は可能ですか。

A：できません。採択通知に記載された補助金交付予定額が交付申請額の上限になります。補助金交付予定額を超える交付申請はできませんので、可能な限り正確な事業費で応募時の申請を行うようお願いいたします。

Q 68：概算払を受けることができますか。

A：概算払は行いません。

Q 69：見積依頼業者から提出された見積書内訳は、「〇〇付属品一式△△円」という記載ですが、問題ありませんか。

A：補助対象となる経費を確認するため、経費内訳は必ず数量×単価で記載し、その

根拠が必要となります。見積依頼業者には、概算であっても一式では計上せずに、全ての品目について数量と単価が記載されている見積書の内訳を求めて下さい。

Q 70：応募申請後、申請者の都合等により補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すれば良いですか。

A：交付決定前の場合には取下げ書を提出してください。交付決定後に補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、「中止(廃止)承認申請書」(様式第6)を提出してSERAの承認を受ける必要があります。

(発注・契約に関する事項)

Q 71：いつもお願いしている工事に社に依頼したいのですが、問題ありませんか。

A：必ず2社以上で見積をとり、金額の安い事業者と契約をして頂く必要があります。

Q 72：業者の選定は交付決定前に行っても良いですか。また、入札手続き等の準備は交付決定前に進めていても良いですか。

A：2者以上の見積りをおこなった後であればともに問題ありませんが、契約に关しましては「省エネ指導」実施の結果通知日以降になりますので、十分にご注意ください。契約発注は、原則として対象経費が安価な業者としてください。

Q 73：発注先の事業者として、東京都に本社があっても、静岡県内に事務所があれば見積・契約等は可能ですか。

A：県内に所在する事務所名で見積書の作成、契約、支払を行えることとします。原則として、県内の事務所にて静岡県知事の電気工事業の登録が必要です。なお、500万円以上の工事を実施する場合は、静岡にある事務所は建設業の登録をしていることが必要となります。(法律にもとづく対応は本件に限らず遵守していることが必要です。)

Q 74：工事業者等への補助事業の発注(契約)は、いつから行えますか。

A：交付決定後実施する「省エネ指導」実施の結果通知日以降に行ってください。

Q 75：交付決定前に工事業者等へ発注をしている場合は、補助対象となりますか。

A：対象外になります。補助事業は、交付決定後実施する「省エネ指導」実施の結果通知日以降に開始することが要件となります。交付決定前までの期間に当該発注、契約締結に向けた準備行為(落札者決定等)を行うことは認められます。

Q 76：補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事(全額自己負担)も同時に発注することは可能ですか。

A：別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただし、その場合には、補助対象の工事と補助対象外の工事の費用が発注書・契約書、請求書等の中で明確にわかるようにしてください。

Q 77：リースにより設備を導入する場合に気をつけることがあればおしえてください。

A：リースにより設備を導入する場合は下記にご注意ください。

・リース会社を共同申請者として応募してください。(リース会社は計画書制度の提

出は必要ありません。)

- ・補助金の支払いはリース会社に行います。
 - ・リース料から補助金相当分が減額されていることが必要です。
 - ・補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類の提出が条件になります。リース契約書に記載していただいてもかまいません。
- *応募申請時は、リース契約書(案)、リース計算書(補助金ありの場合、補助金なしの場合)、リース終了後法定耐用年数まで継続して使用するための付帯契約の内容を確認します。

(補助事業実施に関する事項)

Q 78：事業が予期せぬ事情で期間内に完了できないと見込まれる場合は、どうしたら良いですか。

A：速やかに SERA に連絡してください。

Q 79：補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのですか。

A：「軽微な変更」とは、補助対象経費費目の各配分額の20%未満の変更であり、かつ以下の2点に該当する場合を指します。なお、変更する必要が生じた場合は SERA に相談してください。

- (1) 事業の目的に変更をもたらすものではなく、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- (2) 事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

Q 80：工事事業者の紹介をしていただけますか。

A：特定の工事事業者の紹介はできません。メーカー等の相談窓口にご相談をお願いします。

Q 81：事業完了とは、設備等の引渡し済んだことをいうことですか。

A：検収を実施した時点で事業完了とし、完了実績報告書を提出してください。領収書等の支払いを証する書類が提出期限までに間に合わない場合は、精算払請求書の提出までに SERA に提出してください。

Q 82：既存設備の撤去・処分は必ず必要ですか。

A：既存設備は撤去・処分して頂きます。

また、撤去・処分に係る経費は見積書に明記していただく必要があります。
ただし、電源・配管等を切断して動作ができない状態にする場合も撤去として見なします。写真や見積書で残置の状況が確認できる書類を提出してください。
なお、既存設備の撤去・処分にかかる経費は補助対象外になります。

Q 83：導入した設備に抵当権が設定される場合はどのような対応が必要でしょうか。

A：原則として、財産処分が必要となります。SERA に連絡をしてください。

(補助事業終了後に関する事項)

Q 84：補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点を教えてください。

A：補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。

Q 85：補助事業で取得した財産を、何かしらの事情で処分する必要がある場合は、どのような手続が必要になりますか。

A：取得財産を処分の制限期間内に処分する時は、事前にS E R Aに申請し承認を受けなければなりません。処分の制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるその財産の法定耐用年数となります。